

京都府教員等の資質の向上に関する協議会設置要綱

(設置)

第1条 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第22条の7の規定により、法第22条の3に規定する校長及び教員（以下「教員等」という。）としての資質に関する指標（以下「指標」という。）の策定等に関する協議を行うため、京都府教員等の資質の向上に関する協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 指標の策定又は変更に関する事項
- (2) 指標に基づく教員等の資質の向上に関する事項
- (3) 教員等の養成、採用及び研修に関する事項

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 京都府教育委員会
- (2) 法第22条の7第2項第2号に規定する者
- (3) 京都地区大学教職課程協議会
- (4) 京都府市町村教育委員会連合会
- (5) 京都府小学校校長会
- (6) 京都府中学校長会
- (7) 京都府立高等学校長会
- (8) 京都府立特別支援学校長会
- (9) 京都府PTA協議会

(運営)

第4条 協議会に委員長を置き、委員長は京都府教育委員会の代表をもって充てる。
2 委員長は、協議会を代表し、その円滑な運営を図る。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、京都府教育庁管理部教職員人事課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月6日から施行する。
この要綱は、令和4年7月1日から施行する。